

学位論文審査の結果の要旨

1. 申請者氏名	新福 悦郎
2. 審査委員	主査：（上越教育大学教授） 越 良子 副主査：（上越教育大学教授） 梅野 正信 委員：（上越教育大学教授） 林 泰成 委員：（上越教育大学教授） 安藤 知子 委員：（岡山大学教授） 寺澤 孝文
3. 論文題目	いじめ問題関係判決書を活用した授業の構成要素に関する研究
4. 審査結果の要旨	論文提出による学位申請者 新福 悦郎氏から申請のあった学位論文について、兵庫教育大学学位規則第16条に基づき、下記のとおり審査を行った。 論文審査 日時：平成27年7月12日（日） 14時00分～14時30分 場所：上越教育大学東京サテライトオフィス 1. 学位論文の構成と概要 （1）論文の構成 第1章 研究の目的と構成 第2章 本研究におけるいじめの態様 第3章 いじめ判決書教材の開発（判決書教材A・京都地裁平成17年2月22日判決） 第4章 いじめ判決書教材の開発（判決書教材B・東京高裁平成6年5月20日判決） 第5章 いじめ判決書教材の開発（判決書教材C・東京高裁平成14年1月31日判決） 第6章 いじめ判決書教材の開発（判決書教材D・東京高裁平成13年12月20日判決） 第7章 いじめ判決書教材の開発（判決書教材E・神戸地裁姫路支部平成18年7月10日判決） 第8章 いじめ判決書教材の開発（判決書教材F・大阪地裁平成9年4月23日判決） 第9章 本研究の成果と課題

（２）本研究の概要

本研究は、第一に、教育行政、教育法研究等で用いられるいじめ行為の態様（類型）をふまえて、これに対応したいじめ裁判例を選択し、判決書教材を作成する教材開発研究、第二に、判決書教材を活用した授業実践研究、第三に、授業実践における生徒の感想を用いた、学習内容の構成要素を抽出、分析する研究から構成されている。

論文構成では、文部科学省のいじめの態様を参考にしながら、いじめの態様を整理して類型化し（第２章）、各態様に応じた裁判例からいじめ判決書教材を開発し、教材における主要な特色（構成要素）を抽出し、分析（第３章から第８章の各第２節）するとともに、判決書教材を活用した授業を開発し、これらの構成要素を組み入れた指導案を開発し、授業実践の概要を整理して考察し（第３章から第８章各第３節）、さらに、生徒の感想文から、判決書教材の要素がどのような学習内容として生徒に理解されたのかを考察し（第３章から第８章各第４節）、そのうえで、教材と感想文の構成要素を比較し、共通点及び相違点を明らかにしている（各３章から第８章各第５節）。

第３章から第８章までにおいては、「悪口」については京都地裁平成17年2月22日判決、「無視・仲間はずれ、村八分」「暴行・恐喝」については東京高裁平成6年5月20日判決、「物理的いじめ」については、東京高裁平成14年1月31日判決、「ふざけといじめ」については東京高裁平成13年12月20日判決、「性的嫌がらせ」については神戸地裁姫路支部平成18年7月10日判決、「特別支援いじめ」については大阪地裁平成9年4月23日判決を用いた教材開発研究を行い、文部科学省が示す多様ないじめの類型に応じたいじめ判決書教材及び授業実践の可能性を実証的に検証しているが、ここでは、各章の判決書教材を活用した授業開発による生徒たちの授業後感想文記述をもとに、主にいじめの態様やいじめに関わる責任等の視点から、生徒たちが理解・習得した学習内容の特色を明らかにしている。

第９章では、第３章から第８章まで各章で分析整理した判決書教材と生徒たちの授業後感想文記述から抽出した構成要素をそれぞれにおいて全体的に比較検討している。判決書教材によって抽出された構成要素に対応してどのような生徒たちの感想文記述が全体的に見られ、その構成要素はどのようなものが抽出されるのかを比較分析することで、判決書教材と構成要素との関係性を検討し、共通の構成要素と特色ある要素を明らかにしている。

第９章の第３節では本研究全体の総括がなされており、いじめの責任論に焦点化した各判決書教材の学習内容の特色、構成要素と、感想文での記述反応をもとに、本授業による学習内容の構成要素及び構造を明らかにしている。

2. 審査経過

本研究の審査は、次の観点について行った。

(1) 研究目的の妥当性と論文構成の整合性について

本研究では、教育行政及び教育研究の成果に基づくいじめの態様に対応したいじめ判決書教材を開発し、判決書教材を活用した授業開発研究、授業実践研究を試み、それがいじめ問題に関わって果たす役割を分析して整理している。このような実践的研究は、本研究の対象とするいじめ判決書を活用した法と人権の視点からのアプローチの、実践上の課題に取り組むものであり、論文構成においては、その問題意識のもと、いじめの類型化と判決書教材の開発、学習内容の構成要素の抽出・整理がなされている。本研究の課題に対応した論文構成となっており、研究目的と論文構成には整合性が認められた。

(2) 研究の独創性と発展性について

本研究の独創性としては、文部科学省のいじめ態様を参考にしながら、教育法学や法学研究の成果をもとにそのいじめ態様について検討し、類型化されていること、類型化に合わせて判決書教材を開発できていることが確認できる。さらに、開発した判決書教材における構成要素を抽出し、授業感想文の記述からキーワードを生成することで、生徒の学習内容の特色、構成要素を抽出し、判決書教材を活用した授業ごとに、学習内容の構成要素を比較し、共通する要素と相違する要素を明らかにしている。法的アプローチと責任論に焦点をあてた学習の構成要素を明らかにしたことは、いじめを防止・抑止する人権教育としての授業に対する新たなモデル提示ともなっており、独創性及び発展性を認められる。

(3) 教育実践への貢献について

第一に、道徳教育を中心に効果を上げてきたいじめ問題に対するアプローチに加えて、本研究では、法的視点を取り入れ、責任論の観点からいじめ問題に対する授業の教材開発、授業開発の可能性を示唆する研究であり、第二に、十数年に及ぶ授業実践研究を通して、民事訴訟裁判としての損害賠償請求事件を用いた判決書教材の活用可能性を検討し、いじめ判決書教材の特色を構成要素の形で抽出し、判決書教材を開発しており、学校現場の実践的課題に応える実践的研究となっている。第三に、授業感想文記述を用いたキーワード化と分類を通して、いじめ問題関連判決書教材を活用した授業の学習内容の特色を整理し、授業実践としての活用可能性という実践的課題に応えるものとなっている。

3. 審査結果

以上により、本審査委員会は、新福 悦郎 氏の提出した学位論文が博士（学校教育学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、全員一致で合格と判定した。